

名桜大学試験等不正行為取扱要項

(令和4年12月28日制定)

(趣旨)

第1条 この要項は、名桜大学学生懲戒規程（令和2年1月29日制定。以下「懲戒規程」という。）第13条の規定に基づき、試験等における不正防止に関する取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 試験等における不正行為とは、次の掲げる行為をいう。

(1) 試験(授業内で実施される小テストを含む。以下同じ。)における不正行為

- ア 身代わり受験をさせること。
- イ カンニングペーパーを使用すること又は試験監督者から指示のない書籍、機器等による情報等を参照し解答すること。
- ウ 他者の答案を見ること又は解答を尋ねること。
- エ 試験監督者の注意又は指示に従わないこと。
- オ アからエまでに掲げる行為を幫助すること。
- カ その他公正な試験を妨げると認められる行為

(2) レポート(成績評価の対象となる小レポートを含む。以下同じ。)等の作成における不正行為

- ア 作成において、捏造、改ざん、盗用等を行うこと。
- イ 他者のレポートを自分のものとして提出すること。
- ウ ア及びイに掲げる行為を幫助すること。
- エ その他公正な成績評価を妨げると認められる行為

(試験等における不正行為の確認)

第3条 試験監督者は、試験において不正行為を行っていることが疑われる受験者(前条第1項第1号オに掲げる幫助をした者を含む。以下同じ。)に対し、当該試験の受験を中止させ、学生証、答案用紙及び不正行為関係物品を提出させ、退室させる。

2 試験監督者は、試験終了後、速やかに当該授業科目を開設する学部長等に不正行為の内容を報告するものとする。

3 前項の報告を受けた学部長等は、試験監督者の立会いの下に当該学生から事情を聴取し、不正行為の事実確認を行う。

4 全学教務委員長は、学生懲戒委員会へ不正行為の報告を行う。

(レポート等における不正行為の確認)

第4条 レポート等における不正行為の確認は前条に準じて行う。

(単位の取扱い)

第5条 不正行為を行った者の成績評価については、原則として、当該学期に履修している

授業科目の全てを「不可」とする。

(処分)

第6条 不正行為を行った者は、懲戒規程第6条の規定に基づき、懲戒処分を行う。

(所管)

第7条 不正行為を行った者の成績の取扱いに関する事務は、教務課が所管する。

(改廃)

第8条 この要項の改廃は、全学教務委員会の議を経て全学教務委員長が行う。

附 則

この要項は、令和4年12月28日より施行する。